

## 11 平成30年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報登載）

### (1) 定期監査（延べ19箇所19件）

#### ア 危機管理部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
危機情報課	平成30年9月27日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘	
2 件名 交通違反（無免許運転）の発生	
3 内容 危機情報課の職員は、平成30年1月、浜松市内において、自身の運転免許が失効していることを認識しながら、普通乗用車を運転し、逮捕、起訴された。	
【措置の内容】	
<p>本件発生後直ちに、危機管理部として幹部職員を集め、部長から逮捕に係る事実報告と、綱紀の厳正保持についての指示を行いました。その上で、各幹部職員から課員に対し、同様の報告及び指示を行いました。</p> <p>また、部内全所属に対して綱紀の厳正保持の徹底を通知しました。</p> <p>さらに、同様の事象がないことの確認及び再発防止に向けた意識付けのため、部独自の取組として、所属長、総務課職員、本人のトリプルチェックによる免許証の現物確認を実施しました。</p> <p>危機情報課においても、臨時の課内会議を開催し、事実報告及び部長からの指示を、課長代理から各課員に対して行いました。今後も、課内会議などを通じて、交通安全や法令遵守に関する意識の向上について継続的に呼び掛け、再発防止に努めます。</p>	

#### イ 健康福祉部（2箇所2件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
東部健康福祉センター	平成31年2月15日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘	
2 件名 交通加害事故の多発	
3 内容 平成29年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。	
【措置の内容】	
<p>職員の交通安全意識の高揚と運転技術の向上を図るため、次の交通安全対策を実施しています。</p> <p>1 毎月開催する定例部・課長会議において、静岡県安全運転管理協会が発行する月刊誌「安全運転管理しずおか」に掲載されている記事を利用して、副安全運転管理者である総務課長が「危険予測トレーニング」や季節ごとの注意のポイントを解説し、各課長から課員に説明や資料回覧することで、職員全体の安全意識の高揚を図っています。</p> <p>また、翌月に免許証の有効期限が切れる職員を発表し、各課長が該当職員の免許更新を確認するよう依頼することで、免許証の更新忘れの予防を図っています。</p> <p>2 所内で発生した事故の状況等をデータベースを通じて全職員に周知し、運転する際の注意点や対策の共有化を図っています。</p> <p>3 年度当初に携帯用の「交通事故発生時対応マニュアル」を全職員に配布しました。</p> <p>4 平成29年度以降の公務中及び通勤途上の交通加害事故の事故形態や事故を起こした職員の属性をみると、これまで重点事項としてきた駐車場内やバック時の事故が減少し、若手の職員による運転不慣れや注意力欠如に起因する事故が増加していました。</p> <p>そこで、各職員の運転適性をチェックし、運転行動の見直しを図るため、平成31年2月の定例部・課長会議において、静岡県安全運転管理協会のホームページに掲載されている教育資料をダウンロードして配布し、各自の運転時の心理や行動をチェックさせ、各職員にあった運転上の注意事項を再認識させることとしました。</p> <p>5 各種講習会（人事課主催、東部出納室〔東部総合庁舎安全運転管理者〕主催の交通安全研修会・安全運転実技研修会等）への参加を奨励し、多くの職員が参加しています。特に公用車で交通事故を起こした職員に対しては、安全運転実技研修を積極的に受講するよう働き掛けています。</p> <p>6 公用車で出張する職員に対しての安全運転の声掛け、積雪予報時の公用車出張予定者への注意喚起を行い、事故の未然回避を図っています。</p> <p>7 東部出納室や支所等に配備されているアルコール検知器により、飲酒運転防止の徹底を図っています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
食肉衛生検査所	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 盗撮及び傷害事件の発生</p> <p>3 内 容 食肉衛生検査所の職員は、平成30年3月、東京の池袋駅において女性のスカートの中を撮影するという盗撮行為を行った。また、それを咎めた男性の左手に噛み付き怪我を負わせ、逮捕された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事件発生を受けて、所内全職員に対してコンプライアンス意識の注意喚起を図るとともに、平成30年4月、新規採用職員に対して法律や社会のルールを遵守し、公私にかかわらず県職員としての自覚を持ち、服務規律の厳正な保持に努めるとともに、自らの行動が公務全体の信用に影響を与える可能性があることを意識して、節度ある行動をとるよう伝えました。</p> <p>懲戒処分発表後、本件について所属職員へ伝達し、綱紀の厳正保持の徹底を改めて指示しました。また、悩み事等があるときは、所属長等又は県の相談機関へいつでも相談して欲しい旨を伝えました。</p> <p>今後も引き続き、毎月の所内連絡会等において、コンプライアンス意識の徹底のため注意喚起を行い、ストレスのない風通しの良い職場作りに努めます。</p>	

ウ 経済産業部（1箇所1件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中遠農林事務所	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通加害事故の多発</p> <p>3 内 容 平成29年度に、公務中及び通勤途上の交通加害事故が4件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>交通事故を起こした職員に対し、所長から厳重に注意をするとともに、全職員に交通安全、交通事故防止への注意喚起を行いました。</p> <p>当事務所の交通安全対策の取組は、中遠総合庁舎安全運転管理者が主催する講習会への参加に加え、平成30年2月から3月にかけて交通事故が連続したことから、当事務所が独自に緊急で交通安全教材を視聴する講習会を3月に開催し、全職員が受講しました。</p> <p>また、平成29年度の交通加害事故の発生は、運転当事者が20代から30代前半の若手職員であり、運転経験の浅い職員が起こした交通加害事故であったことから、平成30年6月29日に県西部免許センターにおいて、管轄警察署の協力を得て、若手職員等の交通安全講習（運転シミュレーション体験）を実施し、当事務所の主催による交通安全講習会を開催することにより、職員の交通安全意識の一層の高揚を図りました。</p> <p>今後の防止策として、引き続き交通安全講習会等へ参加するとともに、職員の運転技術向上を図るため、月に1回程度、若手職員等の公用車出張時に、上司が同乗し運転技術の指導を行います。</p> <p>また、運転中に地図を確認することによる追突事故を防止するため、公用車での出張前に地図で行き先までのルートを確認することを徹底します。</p> <p>今後も、機会あるごとに交通安全に対する職員の意識啓発を図り、交通事故の再発防止に取り組めます。</p>	

エ 交通基盤部（6箇所6件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
下田土木事務所	平成31年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場における重大事故（国道の長期通行止）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に実施した橋梁架設工事において、架設設備を転倒させ、国道を長期間通行止にする重大事故を発生させていた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事故後直ちに、現場付近の国道136号を全面通行止めにし、迂回路となる県道、町道には案内看板・交通整理人を配置し安全確保を図りました。</p> <p>国道の早期復旧に当たり、施工技術総合研究所、県庁道路整備課、下田土木事務所、受注者からなる検討組織を立ち上げ、現地調査、現場検証を行い、原因究明と復旧工法の迅速かつ適確な検討に努めました。</p> <p>工事再開に当たり、下田土木事務所及び、県庁にてそれぞれ安全管理推進委員会を開催し、再発防止策及び今後の作業手順を確認するとともに、安全教育の強化についての意見をまとめ、これをもとに受注者に指導注意を行い、工事再開前には縦括監督員、検査監が現場で再発防止対策や作業手順等を確認しました。</p> <p>事故原因は、受注者が、十分な検証をせずに、当初計画と異なる方法で橋桁を架設したことで、クレーンと橋脚の接続部が不安定な状態となり、門型クレーンの転倒を誘発したことによるものです。また、工法の変更について、県への報告がありませんでした。</p> <p>再発防止対策として、架設計画における受注者の十分な照査及び事前チェック強化を実施し、施工体制の強化を図ったほか、現場管理の徹底のため、受注者には補助技術者（主任技術者相当）を1名増員するよう指示し、施工管理、安全管理などの管理体制を強化しました。</p> <p>また、所内の土木技術職員に対して工事現場での安全対策について周知をするとともに、下田建設業協会に対し、「建設工事に係る安全対策について（依頼）」（平成30年5月9日付け下土企第4号）を通知し、協会員への安全対策の徹底の周知を図りました。</p> <p>さらには、労働災害防止について、研修会を年度中に3回開催し、管内の施工業者に周知し、同様の事故防止を喚起しました。</p> <p>今後は、計画と異なる施工方法による事故が発生しないように、発注者及び受注者による施工計画書や作業手順書の入念な確認を行い、必要に応じて中間検査を実施します。また、工事着手後速やかに施工計画書に従い作業が行われているか確認し、建設工事現場における事故の発生防止に努めます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
沼津土木事務所	平成30年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 建設工事現場等における第三者事故等の頻発</p> <p>3 内容 平成29年度及び30年度に実施した建設工事等で第三者事故（物損）が17件、工事等の関係者事故（人身）が4件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>これまで事故防止対策として、主に安全パトロール、安全講習会、現場勉強会、事故情報資料の提供等により受注者に対する指導を行ってきましたが、建設工事等における事故の多発を防止することができませんでした。</p> <p>このため、交通基盤部全体の新たな取組として、本庁工事検査課が中心となり、「工事事故防止行動計画」を策定し、平成30年10月から実施することとしました。本計画においては、建設工事現場等における事故原因の大半が「不注意」によるものであり、これまで「災害リスクに対する想定が不十分であったこと」や「事故の教訓が生かされていなかったこと」への反省から、以下の取組を県と業界団体が一体となって取り組んでいます。</p> <p>①各工事現場において、「予測⇒対策⇒検証⇒改善」の「事故対策PDCA」を適時に実施</p> <p>②各工事現場で得られた知見を、県全体で情報共有し、事故防止体制を強化</p> <p>また、平成30年12月に本事務所と三島・沼津建設業協会による意見交換会を行い、工事現場において、第三者事故が労働災害事故に比べて軽視されている傾向があること自体も問題であり、発注者である県が、労働災害事故と同様に第三者事故の発生も重大視していることについて、工事現場の実務担当者に十分に認識させていくことが、今後の重要な課題であるとの認識に至りました。</p> <p>このため、平成31年1月に実施した2回目の意見交換会において、現場担当者に県の第三者事故に対する考え方を理解させる効果的な方法や第三者事故防止に有効な対策の検討を三島・沼津建設業協会に依頼し、平成31年3月初旬までに提言してもらうよう要請しました。この提言を受けた後、双方協議のうえ有効な対策案を取りまとめ、順次実施していく予定です。</p> <p>今後は、従前の取組に加え、上記の新たな取組を徹底し、業界団体とも連携を図りながら、建設工事現場等における第三者事故等の発生防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡土木事務所	平成31年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成30年度に実施した建設工事で第三者事故（物損）が3件、工事等の関係者事故（人身）が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成29年度までは、事故防止対策として、主に労働基準監督署、建設業協会との合同パトロール、事務所単独の事前通告なしの抜き打ちパトロール、清水港管理局、中部農林事務所と合同の安全講習会により受注者に対する指導を行ってきました。</p> <p>平成30年10月から従前の事故防止対策に加え、交通基盤部全体の新たな取組として、本庁工事検査課が中心となり「工事事故防止行動計画」を策定しました。建設工事現場等における事故原因の大半が「不注意」によるものであり、これまで「災害リスクに対する想定が不十分であったこと」や「事故の教訓が生かされていなかった」ことへの反省から、以下の取組を県と業界団体が一体となって取り組んでいます。</p> <p>①各工事現場において、「予測⇒対策⇒検証⇒改善」の「事故対策PDCA」を適時に実施</p> <p>②各工事現場で得られた知見を、県全体で情報共有し、事故防止体制を強化</p> <p>このほか、当事務所で発生した事故の再発防止策を全受注者に送付し、情報共有と注意喚起を図っていましたが、結果として5件の事故が発生してしまいました。</p> <p>このため、事務所独自の再発防止策として、当事務所の監督員及び受注業者を対象に、平成30年度発生した事故の傾向の分析に基づき注意点を周知するとともに、安全意識の向上を図るよう令和元年6月11日に事務所単独の工事事故防止安全講習会を開催しました。また、従前から行っている事務所単独の抜き打ちパトロールについて、月1回の頻度を月2回に増して実施しています。</p> <p>今後も、上記の取組を徹底し、業界団体とも連携を図りながら、建設工事現場における第三者事故等の発生防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田土木事務所	平成31年2月15日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場等における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成29年度及び30年度に実施した建設工事等で第三者事故（物損）が10件、工事等の関係者事故（人身）が3件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>これまで事故防止対策として、主に安全パトロール、安全講習会により受注者に対する指導を行ってきましたが、水道管の破損や上空占用物を破損した事故等、同様の事故が繰り返し発生することを防止できませんでした。</p> <p>このようなことから、工事事故の発生を抑制するための事務所独自の更なる取組として、次の2項目を実施しているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生した事故状況・再発防止策等の情報を、施工中の全ての受注者に対し周知徹底することで、同様の事故が他の現場で発生することを防止する。今後、事故が発生した場合やその他の事故情報があった場合、随時、情報提供する。</li> <li>受発注者相互の安全意識向上を図るため、工事及び現場監理業務を伴う業務委託の全てを対象に、安全管理に係る「宣言書」を初回打合せ時に作成し、受発注者双方で工事（業務）完了まで、目のつく場所に保管する。</li> </ul> <p>今後は、上記2項目と平成30年10月から実施している交通基盤部全体の新たな取組である「工事事故防止計画」における各工事の災害リスクを予測し対策を立てる以下の2つの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各工事現場において、「予測⇒対策⇒検証⇒改善」の「事故対策PDCA」を適時に実施</li> <li>各工事現場で得られた知見を、県全体で情報共有し、事故防止体制を強化</li> </ul> <p>を徹底し、業者に対して継続的に安全意識の啓発を図り、建設工事及び業務委託における第三者事故等の発生防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
袋井土木事務所	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場等における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成29年度に実施した建設工事等で第三者事故（人身及び物損）が8件、工事等の関係者事故（人身）が1件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>工事故が発生した場合においては、「工事故対応マニュアル」に基づき、「袋井土木事務所建設工事等安全管理推進委員会」を開催し、事故発生の原因及び再発防止対策について検討し、請負業者に対し、文書注意や指導注意を行っています。また、平成28年度から実施している「工事故撲滅プロジェクトチーム」による「工事故対策通信」の配布や掲示、さらに「工事故を防止するための安全対策の徹底について」と題した文書の配布により、工事故防止の啓発を行っています。</p> <p>平成30年度からの取組としては、平成29年度において袋井土木事務所の掛川支所が各工事現場の予告なし安全パトロールを月1回実施したことで事故の発生がなく、工事故防止対策として大きな効果があったことから、他の工事担当課においても、月1回の予告なし安全パトロールを実施することとしています。さらに、「袋井土木事務所建設工事等安全管理推進委員会」のメンバーによる安全パトロールを月2回実施しています。平成30年度の上半期の実績としては、延べ参加人数114名、162箇所の実施しています。</p> <p>下半期についても、上記の対策を引き続き実施し、工事故防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松土木事務所	平成30年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成29年度及び30年度に実施した建設工事等で第三者事故（人身及び物損）が2件、工事の関係者事故（人身）が3件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>これまで事故防止対策として、主に安全パトロール、安全講習会により受注者に対する指導を行ってきましたが、建設工事等における事故の多発を防止することができませんでした。</p> <p>このため、交通基盤部全体の新たな取組として、本庁工事検査課が中心となり、「工事故防止行動計画」を策定し、平成30年10月から実施することとしました。本計画においては、建設工事現場等における事故原因の大半が「不注意」によるものであり、これまで「災害リスクに対する想定が不十分であったこと」や「事故の教訓が生かされていなかったこと」への反省から、以下の取組を県と業界団体が一体となって取り組んでいます。</p> <p>①各工事現場において、「予測→対策→検証→改善」の「事故対策PDCA」を適時に実施</p> <p>②各工事現場で得られた知見を、県全体で情報共有し、事故防止体制を強化</p> <p>また、事務所独自の更なる取組として、「現場に応じた安全対策の明示」や「現場立会時における安全対策の実施状況のチェック」などを行うこととした「事故撲滅活動方針」を定め、所内の全ての土木技術職員に対して周知徹底するとともに、浜松建設業協会の協力のもと、平成30年10月以降の発注工事を対象に取組を実施することを管内の請負業者に対して周知しました。</p> <p>加えて、平成30年12月には、労働基準監督署と本庁工事検査課主催による建設工事の安全に対する基準や安全対策についての所内研修会を実施し、職員の工事故に対する更なる意識の向上を図りました。</p> <p>なお、従前から事務所単独の安全パトロールや労働基準監督署との合同パトロール、事前通告なしの抜き打ちパトロールを行ってきたところですが、平成30年度からは、通常より頻度を増して実施しています。</p> <p>今後も、上記の新たな取組を徹底し、業界団体とも連携を図りながら、建設工事現場における第三者事故等の発生防止に努めます。</p>	

オ 各種委員会（1箇所1件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
収用委員会事務局審理調整課	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通違反（著しい速度超過）の発生</p> <p>3 内 容 平成29年度に、公務外における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>交通安全対策については、随時、全職員を対象とした打合せ会等を通じ、交通事故・交通違反の防止等の注意喚起を行うとともに、交通安全対策に係る資料の供覧やセーフティチャレンジラリーへの全職員の参加などの取組を行い、交通ルールの厳守及び交通安全意識の徹底に努めてきました。</p> <p>こうした中、今回の交通違反の発生を受け、各職員が資料を準備して、交通事故・交通違反の防止について繰り返し意見交換を行い、また、無事故・無違反を宣言するボードを掲示するなど、改めて全職員が相互に注意を喚起しました。</p> <p>今後も、常日頃から交通安全意識の啓発を図り、職員一体となって再発防止に取り組みます。</p>	

カ 教育委員会（8箇所8件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
焼津中央高等学校	平成31年2月15日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通違反（著しい速度超過）と交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成30年6月に、通勤途上における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。また、平成29年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>今回の交通違反（著しい速度超過）は、日曜日に部活動指導用件で自宅から勤務先まで移動したところ、道路が平日より混雑していたため、遅れないよう急いだことにより法定速度を超過したものです。また、2件の交通加害事故は、本人が注意深く運転すれば防止できたと認められるものです。交通違反、交通加害事故発生時には、本人からの速やかな報告を受け、校長から本人に対して交通安全、交通法規順守について指導を行いました。</p> <p>特に、著しい速度超過を行った当該職員に対しては、校長から、時間に余裕をもって出発すること及び交通法規の順守の徹底について厳しく注意しました。平成30年9月11日、本事案について県教育委員会高校教育課長から校長及び当該職員が指導を受けた後は、9月14日の職員打ち合わせの際、校長から全職員に対して当該違反事案に関する状況説明及び交通法規順守について改めて厳しく注意喚起しました。</p> <p>教職員人事評価制度に係る職員との期首面談時において校長等から全職員に対して交通違反防止等に関して注意喚起を行い、平成30年7月19日開催の校内研修でも交通事故削減をテーマとして実施したところですが、こうした事態を受けて、教職員人事評価制度の期末面談の際にも改めて、個々の職員に対して交通違反防止等の注意喚起をしました。</p> <p>また、職員会議、朝礼等において、校長、副校長から改めて全職員に対して事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の受講を厳しく促し、現在、受講率100%を達成しています。</p> <p>さらに、交通違反、交通事故等の職員の不祥事案件に係る通知が発出される都度、職員会議、朝礼等において当該案件に係る通知等を全職員に配布し、コンプライアンスについて注意喚起しています。</p> <p>平成31年2月15日に監査結果の申し渡しを受けた後は、2月20日に臨時職員会議を行い、校長から当該監査結果の報告及びコンプライアンスについて改めて厳しく注意喚起しました。</p> <p>平成31年度には、4月の第1回職員会議において、転入者を含む全職員に対して平成30年度の交通違反等の発生状況を説明し、嚴重注意を促します。</p> <p>また、交通違反防止等をテーマとした校内研修の実施、職員室出入口及び職員昇降口への無事故無違反メーターの設置等、他所属における取組も参考にし、本校でも取り入れていきます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
掛川西高等学校	平成30年6月28日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 交通加害事故の多発</p> <p>3 内容 平成29年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>校長から、当該職員への嚴重注意と指導を行いました。</p> <p>また、平成30年度は、安全運転に対する職員一人ひとりの意識改革を図るため、以下のような取組を実施し、交通事故の未然防止に努めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30年4月の職員会議において、交通事故ゼロに向けて学校全体で取り組むよう、改めて意識の徹底を図りました。</li> <li>2 平成30年5月に保険会社による自動車事故削減講習会を職員研修として実施しました。</li> <li>3 県教委の事故削減プログラム「eラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）について、毎月の配信があった都度、朝の打合せにて受講を指導しました。</li> <li>4 平成30年7月の職員会議で、教育委員会から発出された「細則の厳正保持及び交通安全意識の徹底について(通知)」に基づき、副校長から交通ルールの遵守と事故の未然防止の重要性を周知・徹底しました。</li> <li>5 平成30年7月、職員室内に、校内で交通加害事故が何日起きていないかを表す「無事故メーター」を設置し、無事故目標達成の見える化を図りました。</li> <li>6 平成30年7月、職員室内に、学校周辺の自動車事故発生箇所を示した交通事故発生状況マップ（県警HPより作成）を掲示し、事故多発地点では自動車の運転に特に注意するよう呼びかけました。</li> <li>7 静岡県くらし交通安全課が実施している「交通安全わんクラブ」への登録を職員に呼びかけ、送付されるメールマガジンにより、交通安全に関するタイムリーな情報入手を図りました。</li> <li>8 飲酒運転防止のため、教育委員会から配布された「アルコール検知器」を職員室に配置し、飲酒を予定している職員に貸し出しました。</li> <li>9 平成30年7月の「夏の交通安全県民運動」の実施に合わせて、静岡県交通安全対策協議会が発行する「交通安全だより」を学校掲示板にアップし、交通安全運動への協力を促しました。</li> <li>10 下校(終業)時に、当日の戸締り当番が「お帰りの際は、交通ルールを守り事故を起こさないように注意して帰宅してください」と校内放送を行い、帰宅時の注意喚起を行いました。</li> <li>11 職員の靴箱に「交通事故に気をつけ安全運転で通勤しましょう！」のラベルを貼り、通勤時の安全運転を呼びかけました。</li> </ol>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
浜松湖南高等学校	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 通勤途上における交通違反（著しい速度超過）と交通加害事故の発生</p> <p>3 内容 平成30年3月に、通勤途上における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。また、平成27年度から29年度にかけて、3年連続で通勤途上における交通加害事故が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>今回の交通違反（著しい速度超過）は、帰宅途中に発生しましたが、予定通りに学校を出ることができず、急いでいたために発生した違反であり、ゆとりのある行動をしていれば防ぐことのできたものです。また、交通加害事故については、いずれも本人の不注意により発生したもので、これらについても本人が十分に注意をしていれば防ぐことのできたものです。</p> <p>交通違反、交通加害事故発生時には、本人からの速やかな報告を受け、その後、本人に対して、所属長より交通安全について指導を行いました。</p> <p>交通違反に対しては、不祥事根絶取組計画に基づき、平成29年度は年間3回、職員会議において交通安全に関する研修会を行いました。平成30年度も年間3回計画し、4月、7月の2回実施しました。また、朝の職員打合せや、長期休業前の職員会議等において、随時、県教育委員会が発行しているコンプライアンス通信「信頼こたえる」や、「教職員交通安全ニュース」を活用し、交通安全に関する呼びかけを行っています。</p> <p>また、交通安全については、平成29年度から導入された事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）を活用しています。本校では、職員で声を掛け合い積極的に活用し、今年度は、4月から8月においては100%の実施ということで、全職員が活用しました。9月以降においても、100%に近い活用率となっています。</p> <p>今後も、定期的な研修の実施、交通事故防止に関する資料を活用した注意喚起等により、交通安全意識の向上に努めていきます。時間にゆとりを持った通勤、出張について、職員間で声を掛け合い、交通違反、交通事故の防止について徹底していきます。</p> <p>また、交通安全標語の掲示や、無事故メーターの設置等、他所属における取組も参考にし、本校でも取り入れていきます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
袋井特別支援学校	平成30年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 交通加害事故の多発</p> <p>3 内容 平成29年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成29年度に起きた交通加害事故は、すべてが教職員の不注意によって起きたもので、十分に安全確認を行っていれば、事故は起きなかったものと考えています。このことを校長が直接当事者に伝えて反省を促しました。</p> <p>全教職員に対しては、事故の状況や発生原因等を伝達しました。また、校長会等で情報提供のあった事故等について紹介を行い、注意喚起しました。それ以外に、以下の対策を実施しました。</p> <p>1 意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成29年度以前から行ってきた「交通安全チェックシート」を活用したセルフチェックや、交通安全自己目標の設定、交通安全ひやりハット紹介（2週に一度程度）を実施しました。</li> <li>• 平成30年12月4日（火）に、県教育委員会から受領したコンプライアンスに関する資料を校内の電子掲示板に掲載し、全教職員が各自のパソコンで参照できる体制を整備しました。</li> <li>• 平成30年12月6日（木）の校内交通安全委員会で、職員一人一人が当事者意識を持って交通事故防止を心掛けていけるように、12月と2月の校内研修の実施方法について検討しました。</li> </ul> <p>2 外部の知識を活用</p> <p>平成30年2月の校内コンプライアンス委員会で、職員の交通事故撲滅を議題とし、学校評議員やPTA本部役員から職場の取組や職員の意識改革等について助言をいただき、チェックシートの改善等を行いました。</p> <p>3 「交通事故0ボード」の掲示</p> <p>平成29年度以前から行ってきた「交通事故0ボード」等の取組を平成30年度も継続し、平成30年12月6日現在で、職員室前の交通事故0ボードの掲示が147日を示しています。</p> <p>4 事故削減プログラムの活用</p> <p>事故削減プログラム「eラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の受講を強力に推奨しました。職員からは「運転中にプログラムの映像を思い出して事故を回避できました。」「プログラムのケースと同様の危険箇所が通勤経路にあるので役立っています。」等の意見があり、効果が表れてきています。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
東部特別支援学校	平成31年2月15日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 交通違反（酒気帯び運転）の発生</p> <p>3 内容 東部特別支援学校の教諭は、平成30年10月、通勤途上において酒気帯びの状態で乗用車を運転し検挙された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 交通規則遵守について職員全体への注意喚起</p> <p>(1) 本人より交通違反（酒気帯び運転）の報告があった翌日、朝の打ち合わせにおいて、校長から職員に事案の概況説明があり、飲酒運転再発防止の注意喚起をしました。また、事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の完全実施を指示しました。</p> <p>(2) 県教委の懲戒処分が決まった当日、緊急の打ち合わせを設け、校長から職員に交通事犯及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起を行いました。</p> <p>(3) 平成30年12月、臨時職員研修「飲酒運転撲滅研修」を行い、職員の意識化の徹底を図りました。</p> <p>(4) 平成30年12月、年末の交通安全県民運動にあわせ、職員会議で管理職より注意喚起を行いました。</p> <p>(5) 監査結果公表後の朝の打ち合わせで、校長から定期監査で「指摘」の結果になったことを職員に伝え、交通事犯根絶及び安全運転意識の向上について注意喚起をしました。</p> <p>2 本人への指導</p> <p>(1) 交通違反（酒気帯び運転）の報告があった翌日より、本人を自宅待機とし、管理職が家庭訪問を行いました。本人の状況を確認しながら配偶者を交え、処分が決まるまでの在り方について話し合いを行いました。</p> <p>(2) 停職処分を受けた後日、本人を学校へ呼び、復帰までの期間をどのように反省し、自分を顧みるかなどについて指導をしました。自己を顧みる記録を取り、1週間単位で学校へ提出するよう指示しました。また、月ごとの事故削減プログラムを自宅で行うよう指示しました。</p> <p>(3) 平成30年12月末、再度家庭訪問を管理職が行い、反省の度合いを確認しました。自己内省し日常生活を過ごすこと、教師として専門性を高めるための時間を過ごすことなど再度指導しました。</p> <p>3 今後の防止策</p> <p>(1) 平成31年4月から、職員に「飲酒や車の運転に関するチェックシート」を配布して安全意識の向上を図ります。また、通勤途上の危険箇所の確認を個々に行い、安全運転自己目標を記載し、常に意識できるよう机上に掲示します。</p> <p>(2) 平成31年度当初の職員会議で、校長から職員に交通事犯及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起をします。</p> <p>(3) 事故削減に向けた月目標を決め、職員室に掲示し、職員の意識化を高めるようにします。</p> <p>(4) 平成31年度、定期的に不祥事根絶月間を設け、全体事例研修を実施します。また、各学部において不祥事根絶に向けた自主研修を行います。</p> <p>(5) 静岡県警察本部、静岡県教育委員会等から提供される交通安全に関する情報を朝の打合せや学校掲示板でタイムリーに伝えて、交通安全意識の向上を図ります。</p> <p>(6) 事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の100%完全実施を行います。</p> <p>(7) 県の交通安全運動期間、年度始め、学期始めなど区切りの時期には、管理職が交通安全、法令順守について指導し、職員の意識低下を防ぎ、再発防止に努めます。</p> <p>(8) 交通加害事故が何日起きていないかを表す無事故カウンターの表示など、職員への注意喚起をより図っていくための方策を検討します。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
県立特別支援学校、校名は非公表	平成30年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 セクシュアル・ハラスメント行為の発生</p> <p>3 内容 県立特別支援学校の教諭は、平成30年7月、職場の宴会の席上及び帰宅途中の同僚の自家用車内において、複数の女性教員に対して、胸、太腿、頬などの身体に触るなどのセクシュアル・ハラスメント行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事案発生後、被害職員からの相談及び関係職員への聴取を通して明確になった発生原因、職場の課題について、校長が中心となって整理を行い再発防止策等の検討を行いました。その結果、セクシュアル・ハラスメント行為に対して、断るとこわいから言いにくい等のパワーハラスメント的要素があること、周囲の職員に相談しにくいこと、行き過ぎた行為に対して同性の教員がブレーキをかける意識が希薄であったり、気持ちはあってもブレーキをかけにくかったりする状況があったこと、また、事案が管理職まで上がりにくいという課題があることが明らかになりました。</p> <p>このことから、次の取組を実施することで、再発防止に努めています。</p> <p>1 ハラスメント対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成30年8月30日には当該職員の所属する学部の学部会において、平成30年10月18日には臨時の職員打合せにおいて、再発を防止するため高い人権意識を持って教育活動を行っていくことを指導しました。</li> <li>• 平成30年10月の校内研修では、「相手の立場や気持ちを考えて、自分自身を見つめ直す」をテーマにセルフチェックを行いました。自身の取組を客観視して振り返る機会になりました。</li> </ul> <p>2 相談しやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成30年8月29日には管理職及び学部主事の会議において、風通しのよい職場環境づくりのため、職員への目配りや気配りを積極的に言い、職員の話聞く状況づくりを確認しました。</li> <li>• 平成30年11月12日、校内コンプライアンス委員会を実施しました。不祥事根絶の取組や再発防止対策を議題とし、学校評議員から下記の助言をいただき、指導に活かしています。</li> </ul> <p>&lt;助言&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 職員の心に響くような問いかけが必要。</li> <li>• 職員一人一人の話をじっくり聞く場を設定する必要がある。(これを受けて、平成30年12月、気になる職員への声掛けや別室での相談等を増やした。)</li> <li>• 職員同士が業務や教育活動のこと以外で話し合える場をつくと有効である。</li> </ul> <p>3 報告・連絡・相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記1及び2の再発防止を講じる中で、併せて報告・連絡・相談体制の強化を指示しました。今後も、人事評価面談の場を活用するなど、職員一人一人の話をじっくり聞きながら、ハラスメントのない学校の基礎を築いていきます。</li> </ul>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
中部の県立高等学校、校名は非公表	平成31年2月15日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 わいせつ行為の発生</p> <p>3 内容 中部の県立高等学校の臨時講師は、平成29年11月頃から平成30年2月頃の間、勤務校の女子生徒1人に対し、わいせつ行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 事案発覚後、翌日（平成30年2月9日）の朝の打合せにおいて、校長が職員に対し、次の(1)から(3)のとおり改善措置をしました。</p> <p>(1) 今回の不祥事を教訓とし、改めて不祥事根絶への高い意識を保つことを要請しました。</p> <p>(2) 教育活動における生徒との接し方について</p> <p>ア 生徒との私的な携帯電話やメール、LINE等のやり取りをしないこと。</p> <p>イ 生徒を自家用車に乗せることは厳に慎むこと。</p> <p>(3) 職場内のコミュニケーションを活性化させ、職員間の意見交換や上司への相談等が円滑に行われる環境づくりに努めること。</p> <p>2 平成30年3月の不祥事の公表後に(1)から(5)の研修等を実施しています。</p> <p>(1) 平成30年3月26日の職員会議にて、副校長が懲戒処分の公表について資料を配布し、県教委作成のコンプライアンス資料「信頼にこたえる」を用いて、生徒との接し方について職員一人一人が自分のこととして行動を振り返る機会を設けました。</p> <p>(2) 平成30年4月3日の職員会議にて、校長から、教育に携わる者としての使命と責任について、本校の目指す姿とともに訓示し、職員の意識の向上を図りました。</p> <p>(3) 平成30年4月27日の職員会議にて、副校長が「平成30年度不祥事根絶取組計画」を示し、年間を通して職員一丸となって不祥事根絶に取り組むことを確認しました。</p> <p>(4) 不祥事根絶推進月間の6月の職員会議において、コンプライアンス啓発資料「信頼にこたえる」を活用してグループワークを行いました。特に、不祥事を未然に防ぐため、一人ひとりに何かできたことは無かったかを議論しあいました。</p> <p>(5) 県から懲戒処分の公表がある度に、直近の職員会議において、懲戒処分の公表及びコンプライアンス通信を全職員に周知し、綱紀粛清を図っています。</p> <p>3 不祥事根絶に向けて継続的に(1)から(5)の取組をしています。</p> <p>(1) 管理職による職員との年3回の面談を通して、職員が相談しやすい環境づくりをしています。</p> <p>(2) 管理職が日頃から職員の様子を観察し、表情や言動、勤務の状況等を確認しています。気になる職員には管理職から適切な声掛けを行い、会話を交わして気軽に話せる雰囲気作りにも心掛け、職員を孤立させてしまわないようにしています。</p> <p>(3) 毎月、コンプライアンス委員（運営委員）による不祥事チェックを行い、情報交換するとともに、職員会議で全職員に結果を周知しています。また、コンプライアンス委員以外の全職員も不祥事チェックの報告を随時上げられる体制を整えています。</p> <p>(4) 毎月の職員安全衛生委員会内で職員メンタル健康チェックを行い、職員の心身の健康管理を行っています。</p> <p>(5) 2ヶ月に1回「相談室便り」の定期的発行を通じて、生徒への積極的な広報と、相談しやすい環境作りに努めています。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
中部の県立高等学校、校名は非公表	平成31年2月15日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 わいせつ行為及び部費の私的費消の発生</p> <p>3 内容 中部の県立高等学校の教諭は、平成30年7月頃から10月頃の間、度々、勤務校の女子生徒1人に対し、校内でわいせつ行為を行った。</p> <p>また、自ら顧問を務める部活動において、平成30年6月以降、生徒保護者から現金で集めた部費336,000円を、学校で管理している預金口座に即座に入金せず、職員室の机で漫然と保管し、結果として、うち192,000円を私的に費消した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 平成30年10月25日の職員会議において、校長が職員に対し、次のとおり指示しました。</p> <p>(1) 教育活動における生徒との接し方について</p> <p>ア 必要な距離を保つこと。</p> <p>イ 連絡方法の適切な使用を遵守すること。生徒との個人的な電話やメール、LINE等のSNSのやり取りをしないこと。</p> <p>ウ 指導する場所、時間に注意し、生徒への個別指導を行う際は、密室となるような場所は使用しないこと。職員間で情報を共有し、複数人で対応すること。</p> <p>(2) 生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、安全、危機管理の観点から密室を作らないように、風通し、見通しの良い学校を目指すこと。</p> <p>(3) 原則、生徒からの徴収金等は預金口座に速やかに入金すること。やむを得ず現金を保管する場合は、事務室の金庫に預けること。また、職員個人の現金についても、職員室の机等で漫然と保管しないこと。</p> <p>2 不祥事根絶に向けた研修等の実施について</p> <p>(1) 平成30年10月16日の職員研修にて、外部講師によるハラスメント予防として主にパワハラ、セクハラ防止に関する研修を実施し、職員の意識の向上を図りました。</p> <p>(2) 平成30年10月25日、11月26日の職員会議にて、副校長が県教委作成のコンプライアンス資料「信頼にこたえる」、「不祥事根絶に向けて」等を用いて、「不祥事根絶研修」を実施しました。「わいせつ行為・セクハラ防止チェックポイント」を配布し、職員各自の行動をチェック方式で確認することで、不祥事根絶の自覚を高めました。</p> <p>(3) 平成30年11月26日の職員会議にて、事務長が「学校徴収金マニュアル」に基づく会計処理を徹底するよう再度、説明しました。特に現金の扱いについて、原則、職員が現金を扱わないこと、やむを得ず現金を保管する場合は事務室の金庫に預けるよう注意喚起しました。</p> <p>(4) 懲戒処分が報告された都度、直近の職員会議で職員に周知し、綱紀粛清を促しています。</p> <p>3 再発防止に向けた校内環境づくりについて</p> <p>(1) 副校長又は教頭が、放課後など随時校内巡視を行い、職員が生徒と1対1になるような状況をつくらせない環境を作りました。</p> <p>(2) 管理当番（教員）が校舎の施設に回る時に、生徒の居残り状況を管理当番日誌に記入した上で、副校長又は教頭に報告することを徹底しました。</p> <p>(3) 準備室等が密室とならないよう、事後すぐに入出口ドアの窓ガラスの貼紙を撤去し、平成31年2月6日までに、全ての準備室等のくもりガラスを透明ガラスに取替えて、廊下から室内が見渡せるように改善しました。</p> <p>(4) 平成30年11月に職員の鍵の貸与状況調査をするともに、職員室で管理している準備室等の鍵の管理方法を見直し、鍵の管理の徹底を図りました。</p> <p>(5) 毎月、コンプライアンス月報を発行し、不祥事の早期発見及び情報の共有を図っています。</p> <p>4 適正な会計処理の徹底について</p> <p>(1) 全ての部活動について、部活動費の調査を実施し、部費の徴収金額及び徴収方法、会計手続きの状況を把握した上で、会計担当者に対し個別に指導しました。</p> <p>(2) 「学校徴収金マニュアル」に基づき、部費についても平成30年度から学期毎に事務長が出納簿・証拠書類・通帳・保護者あて通知を確認することとしました。（1学期分：9月に確認済、2学期分：2月に確認済）</p> <p>(3) 事案発生後、当該部活動費については、部費の現金徴収を廃し、口座振込に一本化しました。その他の部活動についても、現在検討をしています。</p> <p>5 今後の対応</p> <p>今後も、本事案発生前からの取組に加え、上記の対応を継続し、不祥事根絶の取組を続けて参ります。</p>	

## (2) 随時監査（5箇所6件）

### ア 教育委員会（3箇所3件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
磐田農業高等学校	平成31年2月15日
<b>【監査の結果】</b>	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	職員によるPTA会計等の横領及び海外教育協力会会計の不適切な処理事案の発生
3 内 容	磐田農業高等学校の職員は、平成29年10月から平成30年3月までの間、PTA会計及び海外教育協力会会計に係る預金口座から、現金2,901,932円を不正に引き出し、一部（1,710,332円）を遊興費等に費消した。また、当該職員は、平成29年8月、同窓会が海外教育協力会会計に支出した現金200,000円を受け取りながら、同会計の預金口座に入金せず使途不明金とした。
<b>【措置の内容】</b>	
PTA会計、海外教育協力会会計の不適切な処理が判明し直ちに教育委員会事務局へ報告し、警察へ相談をするとともに、PTA臨時運営委員会を開催し、内容についての説明と謝罪をし、告訴について報告しました。また、緊急の職員会議を開き、校長から全職員に公金等の取扱い及びコンプライアンスについて再確認をしました。その後臨時保護者会、臨時集会を実施し保護者と生徒へ説明をしました。	
なお、下記のとおり再発防止策をとり、PTA会計等事務について適正な会計管理を徹底するように努めています。	
1	印箱を鍵付きのものに変更し鍵の管理者は事務長と副校長とし、印鑑の厳正な管理。
2	稟議に基づく入出金のチェックを徹底し、証拠書類、帳簿の月次チェックを翌月15日までに実施。
3	教職員のコンプライアンスについて、平成30年度不祥事根絶取組計画に基づき、全職員に対し会計処理に関する研修を年3回実施。今後も年2回以上実施。

監査対象機関	監査結果報告年月日
東部の県立高等学校、校名は非公表	平成31年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 わいせつ行為の発生</p> <p>3 内容 東部の県立高等学校の教諭は、平成30年の1月上旬、8月上旬及び下旬、10月下旬に行われた、顧問をしている部活動の合宿や大会の際に、宿泊していた各ホテルの部屋において、毎回、部員である1人の特定女子生徒と2人きりとなり、身体接触を伴う不適切な指導を行うとともに、指導に乗じてわいせつ行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成31年2月5日、「コンプライアンス委員会」を行い、本校の再発防止の取組みについて説明し、外部の方からの意見をいただきました。</p> <p>本件は、顧問教諭が生徒の人権を軽んじてわいせつな行為に及んだこと、さらに教職員が、わいせつ行為を絶対に防止するという組織となっていなかったことに原因があります。このことを受け、令和元年度から次の取組みを実施することにより、再発防止に努めてまいります。</p> <p>1 「不祥事根絶取組計画」を見直し、全教職員一人ひとりが考え、意見を出し合う研修を計画します。</p> <p>2 全ての教職員及び生徒が、人権に対する高い意識を持つことを目指し、生徒一人ひとりの人権を尊重することの大切さについて、教員と生徒がともに学ぶ講演会を実施します。</p> <p>3 教職員研修会や、授業改善のための授業参観等において、教科・分掌外の事でも、お互いに意見を言い合える場をつくり、それらを通して「風通しのいい職場環境づくり」に取組みます。</p> <p>4 学年主任、課長等、集団をまとめる教員から、定期的な教員情報の把握を行います。</p> <p>5 部活動の活動状況や、教職員一人ひとりの業務量・遂行状況を、管理職が月一回確認し、働き方について助言し、面談する機会を作り、個人的な悩みや問題の把握に努めます。</p> <p>さらに、特定の生徒に偏った指導がされていないか、生徒の不公平感がないか情報収集をします。</p> <p>6 教育相談が必要な生徒に対する、職員の窓口を広げる取組み（教科、生活、部活動、進路等の面接の実施）を行います。</p> <p>7 コンプライアンス委員会、学校評議員会、PTA等外郭団体に情報発信をし、外部の視点から学校教育活動（特にコンプライアンスの取組み）についての意見を求め、改善に努めます。</p> <p>8 学校行事、業務の見直しを行い、多忙化の解消を図り、お互いに意見交換ができる余裕を生み出します。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部の県立高等学校、校名は非公表	平成31年3月27日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	生徒へのセクシュアル・ハラスメント行為及び不適切な行為の発生
3 内 容	西部の県立高等学校の教諭は、平成29年8月、自身が顧問を務める部活動の合宿中に、女子生徒1人に対し、深夜にLINEで呼び出し、合宿所の食堂付近において、自分が飲んでいて酒を飲ませ、女子生徒を抱きしめる、太ももに触るなどのセクシュアル・ハラスメント行為等を行った。 さらに、平成30年8月、同部活動の別の女子生徒に対し、執拗にLINEで映画に誘う、合宿中の深夜にLINEで呼び出す、酒の画像を送るなどの不適切な行為を行った。
【措置の内容】	
1	平成30年12月6日、緊急職員会議で校長から処分内容及び自主退職に至る経過を説明し、生徒や保護者の信頼を得る積み重ねをしているかの振り返り及び信頼を高めるためどうすればいいかを考えるよう教職員に求めました。
2	平成30年12月19日の職員会議では、本校で実際にあったヒヤリハット事例を挙げ、日頃の何気ない行為に潜む危険性を指摘し、各自の意識向上を図りました。また、今回の事案が「慣れ」「独善」「錯覚」によるものと分析をし、教職員自身の振り返りと日常において自戒をすることを求めました。
3	平成31年1月25日の職員会議では、「生徒の信頼を得て生徒の力を伸ばすには」をテーマに教員側の姿勢の在り方、授業の大切さを再確認し、各自の意識向上と実践を求めました。
4	朝の打合せ等で他の懲戒処分事案を取り上げ、コンプライアンス通信「信頼にこたえる」を配布し、不祥事根絶に対する教職員の意識の高揚を図るとともに、綱紀の厳正保持に努めました。
5	平成31年4月3日、新年度にあたり、教職員の異動もあったことから、職員会議で昨年度の事案について概要を説明しました。また、事案発覚以来、どのような対応（生徒たちを守るための教職員への指示、振り返りと意識の向上、日頃の行為に潜む危険性の具体的共有、教育の重要性の再確認及びお互いを大切にする雰囲気づくりと規範意識の向上）を積み重ねてきたかを具体的に確認し、その継続を教職員に改めて求めました。

#### イ 警察本部（1箇所2件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
警務部監察課	平成30年6月28日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	窃盗事案等の発生
3 内 容	警察本部警備部警備課に勤務する警察官は、平成28年7月、浜松市内の民家において女児の水着1着ほか5点を、平成29年7月、静岡市内の中学校において、生徒所有の水着等6点在中のバッグ1個を窃取した。また、平成29年11月、静岡市内の自宅において児童ポルノDVDを所持していた。
【措置の内容】	
(発生所属における措置)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>課員の逮捕事案発生を受け、直ちに補佐以上会議を開催し、課長から補佐以上に対し、非違事案の再発防止、県民の信頼回復に向け着実かつ基本に徹した職務執行及び多角的な身上把握の徹底について指示しました。</li> <li>課長等から課員に対し、適正な職務執行及び警察職員としての倫理観の保持などについて職務倫理教養を実施しました。</li> <li>係別の検討会を実施し、当該非違事案に係る原因や反省点、更には再発防止策について検討を行いました。</li> <li>課長等による個人面接を実施し、課員の身上把握・指導に努めました。</li> </ul>	
(警察本部における措置)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>若手警察職員への身上把握・指導の徹底に関する警察本部長通達を発出し、所属単位で30歳未満の警察職員約1,400人に対する個人面接及び集団討議形式の教養等を実施しました。</li> </ul>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
警務部監察課	平成31年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通違反（酒気帯び運転）の発生</p> <p>3 内 容 県中部の警察署に勤務する警察官は、平成31年1月、出勤後のアルコール検査により、通勤途上において酒気帯びの状態で自動車を運転していたことが判明し、検挙された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>（警察本部における措置）</p> <p>警察本部監察課が次の措置を執り再発防止に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 全職員に向けた通達の発出 飲酒運転防止に向けた全職員の意識高揚を徹底するよう本部長通達を発出しました。</li> <li>• 身上把握の徹底 飲酒の習慣のある職員（特に中高年職員）及び飲酒習慣のない職員（特に若手職員）に対し、それぞれの特性に応じた個別具体的な面接指導を実施し、身上把握に努めています。</li> <li>• 人事管理の徹底 人事管理情報を活用し、健康状態・飲酒習慣から飲酒トラブルを起こす可能性のある職員を抽出し、幹部による注意指導を実施するなど人事管理の徹底を図りました。</li> <li>• 随時監察により、各施策の浸透状況について検証を行っています。</li> </ul> <p>（発生所属における措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 署長から直接退職者に対して、退職前教養を実施し意識高揚の徹底を図りました。</li> <li>• 署幹部に対し、規律の厳正な保持・基本の厳守・身上把握・指導の徹底を指示し、部下の指導教養を徹底しました。</li> <li>• 各課、交番等の代表者で構成する士気高揚委員会・交通安全会を開催し、「退職・昇任・異動」により非違事案の発生しやすい時期であることから、職員相互による注意喚起及び声掛けを実施し意識付けを図りました。</li> <li>• 全体教養時や朝会等を利用し、全署員を対象に「飲酒上の非違事案防止」の再徹底に関する指導教養を実施し、再発防止に全力を挙げています。</li> </ul>	

ウ 機関名非公表（1箇所1件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
機関名非公表	平成31年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 職場内秩序を乱す行為（暴言）の発生</p> <p>3 内 容 県の出先機関の職員は、平成29年1月から3月上旬までの間、所属長として、部下職員（1名）に対する業務上の指導をする際、パワー・ハラスメントに該当する不適切な言動により当該職員に精神的苦痛を与えた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>所管する部では、これまで、部長代理、政策管理局长（平成30年度は管理局长）及び総務課長（平成30年度は総務監）等が部内出先機関に訪問し、課長以上の職員との意見交換会や「コンプライアンス通信」の活用の周知等により、年間を通してコンプライアンス意識の徹底を図ってきたところで、</p> <p>今回の事案発生後は、管理職等職員の会議においてハラスメント防止の徹底を指示したほか、部独自の取組として、職員が直接、本庁総務課長へ匿名で連絡できるハラスメント相談窓口を設置し、部内全職員に周知するとともに、ハラスメント事案も含め不祥事防止のため管理監督者が日頃から心掛けるべき点等について認識を深めるリスクマネジメント研修を実施しました。</p> <p>また、部内出先機関との意見交換会の場においても、ハラスメント防止意識の徹底について、改めて注意喚起するとともに、「風通しのよい職場づくり」を目的に、課・班ミーティング実施の呼び掛け等を行いました。</p> <p>職場内秩序を乱した職員の懲戒処分後においても、直ちに、臨時の局長会議や次長・総務課長会議を開催し、綱紀の厳正保持に係る通知、県で作成した「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」と併せて、再度、相談窓口のちらし等を配付し、パワー・ハラスメントのない職場づくりに努めるよう所属職員に対する周知徹底及び問題が発生した場合の迅速な対応について指示しました。</p> <p>そのほか、地方公務員災害補償基金静岡県支部が開催した「パワー・ハラスメント防止研修会」に部内の管理職等職員を出席させ、パワハラ防止のための知識の習得に努めるとともに、年度始めの平成31年4月には、部長から部内全職員への一斉メールにより、職員が相談しやすい「風通しのよい職場づくり」について改めて周知しました。</p> <p>今後も、出先機関とのコンプライアンス意見交換会により、ハラスメント防止対策に対する意見交換や、新たに「ハラスメントを許さない3原則」の作成・活用、ハラスメントチェックリストによる自己点検、部内研修等を実施し、ハラスメント撲滅に向けて部全体で取り組んでいきます。</p>	

### (3) 財政的援助団体等（1箇所1件）

文化・観光部所管（1箇所1件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
公益財団法人 静岡県文化財団	平成30年12月5日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 特定資産台帳の記載誤り 3 内 容 前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、特定資産台帳の記載が誤っており、台帳残高が貸借対照表残高と一致していなかった。	
<b>【措置の内容】</b> 特定資産台帳の記載誤りについては直ちに修正し、台帳残高を貸借対照表と一致させました。今後は、特定資産ごとに専用の預金通帳で管理し、特定資産台帳に出納員の照合印欄を設けます。 また、特定資産に異動があった場合は、出納員が預金通帳残高と特定資産台帳残高を照合し、再発を防止します。	